

V. 学校保健について

中学時代は、心身ともに大きく成長する思春期を迎えます。同時に、自分で考えて健康になるための実践や行動（**自立**）をしていく時期もあります。よりよい成長をするには本人の努力と保護者や周囲の大人の協力が必要です。

<保健室からのお願い>

- (1) 毎朝、家庭で健康観察を行い、体調をよく見てから登校しましょう。
- (2) 保健室は、医師にかかるまでの**応急処置を行う場**です。継続して毎日同じ手当てや学校外で起きたけが、病気の手当てはできません。
また、薬アレルギー等の危険性がある為、保健室では**内服薬の用意はありません**。
- (3) 欠席・遅刻・早退・体育の見学をする場合は、保護者が **Google Form 等**で連絡してください。
なお、欠席連絡は朝8：15までにお願いします。

※感染症にかかったときは、**自己の安全ばかりでなく、他者への感染も考慮し**、早めに医療機関を受診し指示を仰いでください。医師の許可が出るまでは登校はできません。下記の感染症の場合は、学校感染症として扱われ出席停止となり、欠席とはなりません。

また、医師の許可が出て登校する場合は、**特に医師の証明は不要です**。担任または養護教諭にお知らせください。

学 校 感 染 症			
新型コロナウイルス感染症			
インフルエンザ	百日咳	麻疹（はしか）	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）
風疹	水痘（水ぼうそう）	咽頭結膜熱（プール熱）	溶連菌感染症
結核	感染性(ウイルス性)胃腸炎	マイコプラズマ感染症	等
その他、医師から感染の恐れがあると診断された病気			
<u>※出席停止の期間は、学校保健安全法に基づきます。</u>			

- (4) 保健調査・緊急連絡先の記入について

生徒が安全で健康な学校生活が送れるよう、一人一人の状態を知り、万が一のための体制を整えています。下記の内容について御協力ください。

①保健調査

今までかかった病気や体質・持病・運動制限・学校生活上配慮が必要な心身の健康状態を記入してください。

②生徒家庭連絡票（緊急時の連絡方法）

- ・**急病・けが等で至急保護者の方に連絡をとる際に必要となります。**
- ・携帯番号や勤務先等、記載内容の変更があればすぐにお知らせください。
- ・**保護者に連絡がつかないと、場合によっては救急車で搬送されても処置できない**ケースもあります。携帯・自宅以外も（勤務先など）、もれなく御記入下さい。

(5) 学校管理下における事故などの医療費給付について

戸田市教育委員会では、市内小中学校に在学するお子さんの不慮の事故に備えて

『日本スポーツ振興センター災害共済給付制度』に加入しています。

掛金は市の補助金と学校諸費用積立金から支出し、現金の集金はありません。

日本スポーツ振興センターの給付対象

- ・学校管理下（登下校中も含む）で起きた災害に対して、治療費や見舞金の給付を受けることができます。ただし、第三者行為による災害で損害賠償などを受けた場合（交通事故など）、その適用は除外されます。
- ・給付金申請の書類は本人の申し出によりお渡しし、手続きを開始します。
学校管理下でけがをし、医療機関にかかった場合は必ず学校へ報告してください。
- ・医療費の総額が5,000円以上（保険証使用でおむね1,500円以上）が対象となります。
- ・給付を受ける権利は事故発生日より2年間です。2年を経過すると時効により給付を受ける権利が消滅します。

※戸田市では子ども医療費助成制度が拡充し、入・通院ともに高校卒業まで全額助成となり、戸田・蕨市内の医療機関等にて窓口払いなしで受診することができます。
学校管理下での災害につきましては、今までどおり日本スポーツ振興センターを優先して手続きしていただきます。

スポーツ振興センター

加入制度について詳しくは、**入学時に配付される加入申込書の説明**をよくお読みください。